第８　予防接種

感染症に関する予防対策としては、「感染源対策」「感染経路対策」「感受性対策」の３つが挙げられる。

このうち、「感受性対策」に重点を置くものが「予防接種法」の対象としてとりあげられており、当該法に基づく定期の予防接種を行っている。平成７年度以降、実施方法は学校や保健所で行う集団接種から委託医療機関で行う個別接種へと移行し、平成 24 年７月に、ポリオ（生ワクチン）の接種を最後に、集団接種を終了した。

また、平成 13 年 11 月の法改正に伴い同年より高齢者を対象としたインフルエンザ予防接種を実施し、平成 17 年度からは乳幼児を対象としたインフルエンザ予防接種（法定外の任意接種）を実施している。

ＢＣＧ（結核の予防接種）については、平成 19 年４月の結核予防法廃止に伴い、その規定が「予防接種法」に移管された。

さらに、法定外の任意接種として、平成 23 年１月４日より、中学１年生から高校１年生相当の年齢の女子を対象とした子宮頸がん予防ワクチン、乳幼児を対象としたヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンに対する無料接種を実施し、平成 25 年度から定期接種となった。

平成 24 年には９月から不活化ポリオ、11 月から四種混合ワクチンを、平成 26 年には 10 月から水痘ワクチン、11 月から高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチンの定期接種を開始した。

平成 28 年には 10 月からＢ型肝炎ワクチンの定期接種を開始し、定期接種の対象とならない３歳未満の幼児を対象にＢ型肝炎ワクチンの法定外の任意接種を実施した。

令和元年には、６月から風しんの抗体検査を行った上でのＭＲワクチンの定期接種を実施している。

令和２年には 10 月からロタウイルスワクチンの定期接種を開始した。

令和２年 12 月９日の予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和２年法律第 75 号）の施行により、新型コロナウイルス感染症が臨時の予防接種に指定され、令和３年２月 17 日から令和５年度末まで新型コロナワクチンの臨時接種を実施した。

令和３年４月から、骨髄移植等の医療行為を受けたことにより、予防接種で得た免疫が失われた者が、ワクチンの再接種を行う場合の、再接種に係る費用の全部又は一部に対する助成を開始した。

令和４年４月から、平成 25 年６月 14 日以降のヒトパピローマウイルス感染症に係る子宮頸がん予防ワクチンの定期予防接種の積極的勧奨の差し控えにより、当該定期接種を受ける機会を逸した者（平成９年４月２日から平成 20 年４月１日までに生まれた女子）について、令和７年３月 31 日まで定期接種の対象者とした(令和４年度から令和６年度までに１回又は２回接種を済ませている者について、無料接種期間を令和７年度末まで延長)。

令和６年 10 月から、高齢者等を対象とした新型コロナウイルス感染症の定期接種を開始した。

令和７年４月から、高齢者等を対象とした帯状疱疹ワクチンの定期接種を開始した。

令和７年 10 月から、乳幼児を対象としたインフルエンザ予防接種（法定外の任意接種）にて経鼻ワクチンを助成の対象とした。

１　定期予防接種一覧表

種　　類	接　種　対　象　年　齢	接種回数
五種混合 （ジフテリア 破傷風 百日せき 不活化ポリオ ヒブ） （注１）	Ⅰ期（初回・追加）：生後２月から生後 90 月に至るまでの間にある者	初回３回 追加１回
	Ⅱ期（ジフテリア・破傷風混合）：11 歳以上 13 歳未満の者	１回

種　　類	接　種　対　象　年　齢	接種回数
四種混合 （ジフテリア 破傷風 百日せき 不活化ポリオ） （注１）	Ⅰ期（初回・追加）：生後２月から生後 90 月に至るまでの間にある者	初回３回 追加１回
	Ⅱ期（ジフテリア・破傷風混合）：11 歳以上 13 歳未満の者	１回
麻しん・風しん （MR混合または 単抗原ワクチン） （注２）	Ⅰ期：生後 12 月から生後 24 月に至るまでの間にある者 Ⅱ期：５歳以上７歳未満の者であって、小学校就学前の１年間にある者 Ⅴ期：昭和 37 年４月２日から昭和 54 年４月１日の間に生まれた男性であって、抗体検査の結果、風しんの抗体が不十分な者	１回 １回 １回
日　本　脳　炎 （注３）	Ⅰ期（初回・追加）：生後６月から生後 90 月に至るまでの間にある者	初回２回 追加１回
	Ⅱ期：９歳以上 13 歳未満の者	１回
結核（ＢＣＧ） （注４）	生後１歳に至るまでの間にある者	１回
ヒブ感染症	生後２か月から生後 60 月に至るまでの間にある者	接種開始時期により異なる（注 5）
小児の肺炎球菌感染症	生後２か月から生後 60 月に至るまでの間にある者	接種開始時期により異なる（注 6）
ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん） （注 7）	12 歳となる日の属する年度の初日から 16 歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子	接種開始時期により異なる
水痘（注 8）	生後 12 月から生後 36 月に至るまでの間にある者	２回
Ｂ型肝炎（注 9）	生後１歳に至るまでの間にある者	３回
ロタウイルス感染症 （注 10）	令和２年 10 月１日以降に生まれた、 （１価）出生６週０日後から 24 週０日後までの間にある者 （５価）出生６週０日後から 32 週０日後までの間にある者	（１価）２回 （５価）３回
高齢者等インフルエンザ	65 歳以上の者 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者として厚生労働省令で定める者	期間中１回
高齢者等肺炎球菌 （注 11）	65 歳の者 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者として厚生労働省令で定める者	１回
高齢者等新型コロナウイルス感染症 （注 12）	65 歳以上の者 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者として厚生労働省令で定める者	期間中１回
高齢者等帯状疱疹 （注 13）	当該年度に 65 歳となる者 60 歳以上 65 歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者として厚生労働省令で定める者	（不活化）２回 （生）１回

（注１）平成 17 年９月厚生労働省は、ジフテリア、百日咳及び破傷風への第１期定期予防接種は三種混合のみとの見解を示した。
平成 24 年９月１日から不活化ポリオ（単抗原ワクチン）が定期予防接種に加わった。
平成 24 年 11 月１日からジフテリア、百日咳、破傷風に不活化ポリオを加えた四種混合として、定期予防接種となった。
令和５年４月１日から接種開始時期が生後２か月からに変更された。
令和６年４月１日からジフテリア、百日咳、破傷風、不活化ポリオにヒブを加えた五種混合として定期予防接種となった。

（注２）麻しん及び風しんについては、平成 18 年４月よりⅠ・Ⅱ期での２回接種となった。また、平成 20 年度より５年間の時限措置として、中学１年及び高校３年の年齢相当者を対象としたⅢ期及びⅣ期接種を実施することとなった。さらに、平成 23 年５月 20 日～平成 24 年３月 31 日までの間、修学旅行や学校行事としての研修旅行で海外に行く高校２年生もⅣ期として接種対象となった。令和元年度より３年間の時限措置として、昭和 37 年４月２日から昭和 54 年４月１日の間に生まれた男性を対象とし、抗体検査を行った上でのⅤ期接種を実施することとなった。Ⅴ期接種の取り扱いは令和６年度末まで延長されることになった。令和７年度においては、Ⅰ期にて令和６年度内に生後 24 月に達する、又は達した者、Ⅱ期及びⅤ期において令和６年度の接種対象であった者で、ＭＲワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者に対して、令和９年３月 31 日まで接種対象期間を超えて接種を実施することとなった。

（注３）従来の日本脳炎ワクチンについては、接種後にＡＤＥＭ（急性散在性脳脊髄炎）の発症例があったため、平成 17 年５月 30 日の厚生労働省の勧告より積極的な接種勧奨は控えていた。平成 21 年６月より新しいワクチン（乾燥細胞培養日本脳炎）が供給開始となったが、接種対象はⅠ期のみとされた。その後、平成 22 年４月１日より、Ⅰ期の対象者（３才児）に対して積極的な接種勧奨を行うことになった。そして、平成 22 年８月 27 日より、Ⅱ期の対象者についても新しいワクチンが接種可能となり、また、接種勧奨の差し控えにより１期における３回の接種を受けられなかった対象者についても特例措置として、その不足分をⅡ期の期間において接種可能となった。さらに平成 23 年５月 20 日より、平成 17 年度～平成 21 年度に接種機会を逃した者に対する措置として、平成７年６月１日～平成 19 年４月１日生まれの者は６か月以上 20 歳未満の間に日本脳炎の定期予防接種が可能となった。また、平成 25 年４月１日からは平成７年４月２日～平成７年５月 31 日生まれの者についても特例措置の対象が拡大された。

（注４）平成 19 年６月よりＢＣＧ個別接種導入（20 年３月までは保健センターでの集団接種も並行して実施した）。

（注５）生後２か月から生後７か月未満の間で開始した場合は４回、生後７か月から生後 12 か月未満の間で開始した場合は３回１歳から５歳未満の間で開始した場合は１回となっている。

（注６）生後２か月から生後７か月未満の間で開始した場合は４回、生後７か月から生後 12 か月未満の間で開始した場合は３回１歳から２歳未満の間で開始した場合は２回、２歳から５歳未満の間で開始した場合は１回となっている。

（注７）ヒトパピローマウイルス感染症は平成 25 年６月 14 日に、積極的な接種勧奨を控えるよう厚生労働省から勧告があった。
令和２年 10 月９日に、予防ワクチン情報を対象者及びその保護者に個別送付するよう厚生労働省から通知があった。
令和３年 11 月 26 日に、平成 25 年通知が廃止されたことを踏まえ、接種勧奨を行うよう厚生労働省から通知があった。
令和４年４月１日から、積極的勧奨の差控えの終了に伴い接種機会を逃した方（平成９年４月２日～平成 20 年４月１日生まれの女性）に対するキャッチアップ接種が開始された（令和７年３月 31 日まで。なお、令和４年度から令和６年度までに１回又は２回接種を済ませている方について、令和８年３月 31 日まで）。
９価ワクチンは１回目の接種を 15 歳になるまでに受ける場合は２回、15 歳になってから受ける場合は３回接種、２価ワクチン・４価ワクチンは３回接種となっている。

（注８）平成 26 年 10 月１日から開始。経過措置として、平成 26 年度に限り、生後 36 月に至った日の翌日から生後 60 月に至るまでの間にある者の接種１回分を定期接種の対象とした。

（注９）平成 28 年 10 月１日から開始。

（注 10）令和２年 10 月１日から開始

（注 11）平成 26 年 11 月１日から開始。経過措置として、平成 26 年度まで、平成 26 年３月 31 日において 100 歳以上の者を定期接種の対象としている。また、平成 26 年度から平成 30 年度までは、該当する年度に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳になる者を定期接種の対象としており、平成 31 年度（令和元年度）から令和５年度まで、経過措置が延長された。

（注 12）令和６年 10 月１日から開始。

（注 13）令和７年４月１日から開始。経過措置として、令和７年度まで、令和７年３月 31 日において 100 歳以上の者を定期接種の対象としている。また、令和７年度から令和 11 年度までは、該当する年度に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳になる者を定期接種の対象としている。

２　臨時予防接種

種類	接種対象年齢	接種回数・時期
新型コロナワクチン （注 13）	原則、日本国内に住民登録がある 12 歳以上の者	期間中３回を限度 令和３年２月 17 日から令和６年３月 31 日まで

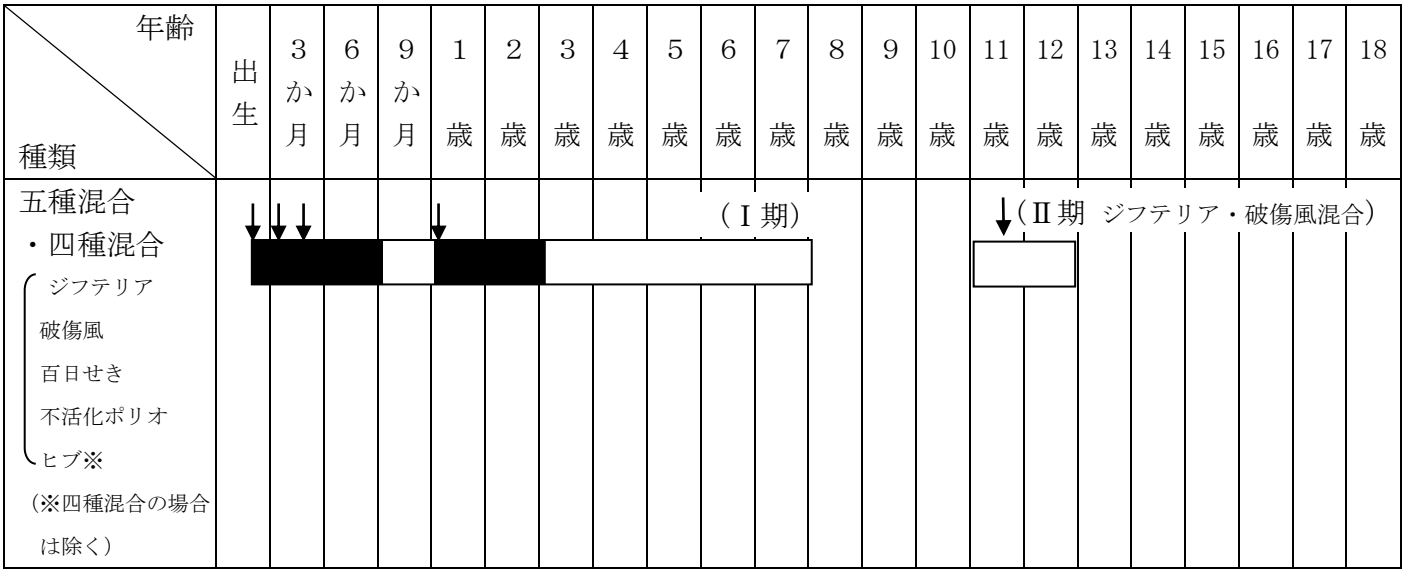
種類	接種対象年齢	接種回数・時期
	原則、日本国内に住民登録のある 5～11 歳の者	期間中２回を限度 令和４年２月 21 日から令和６年３月 31 日まで
	原則、日本国内に住民登録のある生後 6 か月～4 歳の者	期間中４回を限度 令和４年 10 月 24 日から令和６年３月 31 日まで

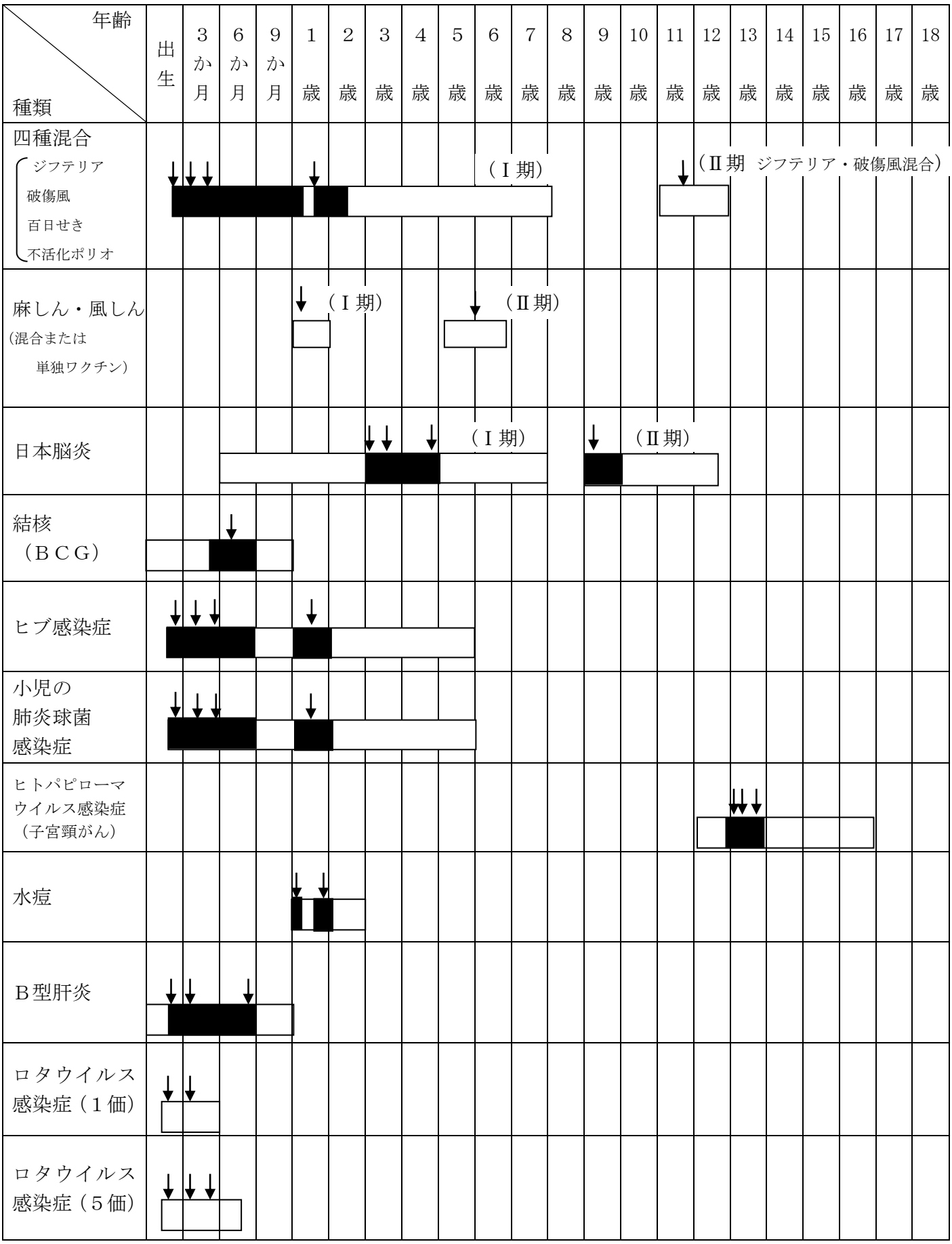
（注 13）令和３年２月 17 日から開始。
令和３年 12 月１日から、接種対象者のうち２回の接種が完了したすべての者を対象に、３回目接種が開始された。
令和４年２月 21 日から、小児（５～11 歳）に接種対象が拡大された。
令和４年３月 25 日から、３回目接種の対象が 12～17 歳に拡大された。
令和４年５月 25 日から、接種対象者のうち３回の接種が完了した 18 歳以上の者（18～59 歳の者にあっては、基礎疾患を有する者又は重症化リスクが高いと医師が認める者）を対象に、４回目接種が開始された。
令和４年９月６日から、３回目接種の対象が小児（５～11 歳）に拡大された。
令和４年９月 20 日から、接種対象者のうち２回の接種が完了した 12 歳以上の者を対象に、令和４年秋開始接種が開始された。
令和４年 10 月 24 日から、乳幼児（生後６か月～４歳）に接種対象が拡大された。
令和５年３月８日から、令和４年秋開始接種の対象が小児（５～11 歳）に拡大された。
令和５年５月８日から、接種対象者のうち５歳以上の者（５～64 歳の者にあっては、基礎疾患を有する者又は重症化リスクが高いと医師が認める者）を対象に、令和５年春開始接種が開始された。
令和５年９月 20 日から、接種対象者のうち生後６か月以上の者を対象に、令和５年秋開始接種が開始された。

3　法定外予防接種

種類	接種対象年齢	接種回数・時期
乳幼児インフルエンザ	生後６月から小学校就学前の乳幼児	期間中２回 10 月から翌年２月
再接種	再接種を受ける日に 20 歳未満の者 ※ただし、五種混合及び四種混合は 15 歳、ヒブは 10 歳（五種混合として接種する場合は 15 歳）、小児用肺炎球菌は６歳、BCG は４歳に達する日まで。	

4　予防接種実施時期




年齢
種類
出生
3か月
6か月
9か月
1歳
2歳
3歳
4歳
5歳
6歳
7歳
8歳
9歳
10歳
11歳
12歳
13歳
14歳
15歳
16歳
17歳
18歳
四種混合
ジフテリア
破傷風
百日せき
不活化ポリオ
（Ⅰ期）
（Ⅱ期 ジフテリア・破傷風混合）
麻しん・風しん
(混合または
単独ワクチン)
（Ⅰ期）
（Ⅱ期）
日本脳炎
（Ⅰ期）
（Ⅱ期）
結核
（ＢＣＧ）
ヒブ感染症
小児の
肺炎球菌
感染症
ヒトパピローマ
ウイルス感染症
（子宮頸がん）
水痘
Ｂ型肝炎
ロタウイルス
感染症（１価）
ロタウイルス
感染症（５価）
接種
標準的な接種年齢
接種が定められている年齢

5　予防接種実施状況

(1)　定期接種

（単位：人）

区　分＼年　度	3	4	5	6	7
五種混合(百日せき/ジフテリア/破傷風/不活化ポリオ/ヒブ)				5,095	7,339
四種混合(百日せき/ジフテリア/破傷風/不活化ポリオ)	10,056	9,346	9,141	2,958	528
三種混合(百日せき/ジフテリア/破傷風)	0	0	0	0	3
二種混合(ジフテリア/破傷風)	2,594	2,448	2,419	2,549	2,407
結核（ＢＣＧ）	2,511	2,352	2,203	1,937	1,817
急性灰白髄炎（不活化ポリオ）（注１）	0	0	0	0	2
麻しん風しん混合Ⅰ～Ⅱ期	5,220	5,089	4,949	4,522	4,141
麻しん風しん混合Ⅴ期	428	236	129	157	
麻しん（注２）	0	0	0	0	0
風しん（注２）	0	0	0	0	0
日本脳炎	9,437	11,422	10,321	10,015	8,791
ヒブ感染症	9,945	9,436	8,649	2,588	205
小児の肺炎球菌感染症	9,903	9,466	8,671	7,715	7,284
ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）	3,471	4,138	5,243	13,662	3,545
水痘	4,656	4,369	4,254	4,103	3,553
Ｂ型肝炎	7,534	7,092	6,517	5,724	5,415
ロタウイルス感染症	5,593	5,289	4,710	4,157	4,063
高齢者等インフルエンザ	81,502	81,593	77,021	72,502	75,472
高齢者等肺炎球菌	6,249	5,646	6,366	1,308	2,341
高齢者等新型コロナウイルス感染症				37,214	22,467
高齢者等帯状疱疹					17,041

（注１）ポリオ（生ワクチン）は、平成 20 年度より年に４回集団接種を実施（19 年度までは年に２回実施）。平成 24 年７月に終了。

（注２）麻しんおよび風しんの予防接種については、平成 17 年度まで、生後 12～90 月未満の間にそれぞれ１回ずつ接種していた。
平成 18 年度以降は麻しん風しん混合ワクチンの接種が原則となっているが、どちらかにり患したことがある場合は、り患していないほうの単独ワクチンのみの接種も可能となっている。

(2)　臨時接種

（単位：人）

区　分＼年　度	2	3	4	5	6
新型コロナウイルスワクチン		857,687	413,107	205,786	

(3)　任意接種(法定外の予防接種)

（単位：人）

区分＼年度	3	4	5	6	7
乳幼児インフルエンザ（注射）	18,070	14,614	12,510	11,963	8,032
乳幼児インフルエンザ（経鼻）（注１）					1,970
再接種（注２）	1	1	1	3	2

（注１）令和７年 10 月から開始。

（注２）令和３年４月１日から開始。骨髄移植等の医療行為を受けたことにより、定期予防接種で得た免疫が失われた再接種を受ける日において 20 歳未満の者が、ワクチンの再接種を行う場合の、再接種に係る費用の全部又は一部に対する助成。